

複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～

令和3年度税制改正の大綱において、税務関係書類における押印義務の見直しを行うこととされた趣旨を踏まえ、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくとも改めて押印を求めないこととし、相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）による相続税申告書への押印についても同様に取り扱います。

このため、**2人以上の相続人等がいる場合**に相続税の申告書へ押印をしないときは、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、**申告書第1表及び第1表（続）**（以下「第1表等」といいます。）**には共同して提出する方のみを記載**して提出してください。なお、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります（下記参照）。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

【具体例】

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

相続税の申告書 (FD3561)

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

取得財産の価額 (第1表)	控除額 (第1表)	課税標準額 (第1表)	税率 (第1表)	課税額 (第1表)	控除額 (第1表)	課税標準額 (第1表)	税率 (第1表)	課税額 (第1表)
498392151	24626035	253766116	10%	25376611.6	253766116	10%	25376611.6	
24626035	24626035	0	0%	0	24626035	0%	0	
27415940	27415940	0	0%	0	27415940	0%	0	
495602246	253286750	242315496	10%	24231549.6	242315496	10%	24231549.6	
3000000	11000000	0	0%	0	3000000	0%	0	
498600000	254286000	244314000	10%	24431400.0	244314000	10%	24431400.0	

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書 (FD3561)

単独で申告する相続人等の申告書

取得財産の価額 (第1表)	控除額 (第1表)	課税標準額 (第1表)	税率 (第1表)	課税額 (第1表)
498392151	24626035	253766116	10%	25376611.6
24626035	24626035	0	0%	0
27415940	27415940	0	0%	0
495602246	253286750	242315496	10%	24231549.6
3000000	11000000	0	0%	0
498600000	254286000	244314000	10%	24431400.0

単独で申告書を提出する場合は、申告書第1表(各人の合計欄)が設けられている様式)を使用してください。



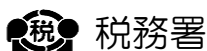
相続税の申告書(続) (FD3562)

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

取得財産の価額 (第1表)	控除額 (第1表)	課税標準額 (第1表)	税率 (第1表)	課税額 (第1表)
272XXXX	2000000	252XXXX	10%	252XXXX
272XXXX	2000000	252XXXX	10%	252XXXX
272XXXX	2000000	252XXXX	10%	252XXXX

マイナンバーを記載してください。

令和3年1月



この社会あなたの税がいきている

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等について全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち**共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消**する等して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等の分については、マイナンバーを記載しません。

相続税の申告書 (FD 3561)

申告書第1表 (平成31年1月分以降)

取得財産の価額	498392151	256646350
相続財産取得時取得の価額	24626035	3359600
相続財産取得時取得の価額	27415940	3359600
相続財産取得時取得の価額	495602246	253286750
相続財産取得時取得の価額	3000000	1000000
相続財産取得時取得の価額	498600000	254286000
合計	657677500	65469704
合計	64737500	1087846
合計	00	00

【参考】申告書第15表及び同表(続)については、斜線による抹消等を省略して差し支えありません。

相続税の申告書(続) (FD 3562)

申告書第1表(続) (平成31年1月分以降)

取得財産の価額	12907118	1126781683
相続財産取得時取得の価額	24626035	2000000
相続財産取得時取得の価額	24626035	2000000
相続財産取得時取得の価額	129636813	1126781683
相続財産取得時取得の価額	129636000	114678000
合計	33820100	29829500
合計	00	00
合計	33820100	29829500

斜線で抹消する等して、共同して申告書を提出しない相続人等であることを明示してください。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書 (FD 3561)

申告書第1表 (平成31年1月分以降)

取得財産の価額	498392151	129067
相続財産取得時取得の価額	24626035	
合計	498392151	129067

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するかどうかの明示を別途行う必要はありません。